

社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会所有物広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会有料広告掲載に関する要綱（平成28年10月1日施行。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有し、又は所有する公用車両（以下「車両」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の色彩等)

第2条 車両に掲載することができる広告の色彩、意匠その他のデザインは、要綱第3条第1項各号のいずれにも該当せず、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (2) 車両運行上の支障となるもの
- (3) 信号機、道路標識灯の効用を妨げる恐れのあるもの
- (4) 景観との調和を損なうもの
- (5) 周囲の運転者の誤認を招き、又は注意力を散漫にさせる恐れのあるもの

(広告掲載の方法等)

第3条 車両への広告掲載の方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムその他薄い膜状のものを貼り付ける方法によるものとし、車両に直接塗装する方法によることはできない。

2 前項の特殊フィルムの材質は、車両本体から突出しないもので広告を掲載する期間中において車両から剥離し、又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載する車両は、左右両側面とする。

(広告規格及び掲載料等)

第5条 車両掲載における広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告掲載を行うときは、広告主等を公募するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、広告の掲載日から1年とする。ただし、再掲載することを妨げない。

（広告掲載の申込み）

第8条 車両への広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会所有物広告掲載申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に必要な書類を添えて会長に提出しなければならない。

（広告主等の決定方法）

第9条 会長は、前条の申込書の提出があったときは、速やかに申込書の内容が要綱の規定に抵触していないか確認し、問題がない場合は、広告を掲載する者（以下「広告主等」という。）を決定する。ただし、広告希望車両について、申込者の数が2以上あるときは、市内に事業所を有する会社、団体又は自営業者を優先するものとし、これによって決することができないときは、申込者のうちから抽選により決定するものとする。

（広告主等への通知）

第10条 会長は、前条の規定により広告主等を決定したときは、その結果を社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会所有物広告掲載可否決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（広告図案等の作成及び提出）

第11条 広告の図案は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

2 広告主等は、広告の図案を会長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

（広告内容の修正）

第12条 会長は、前条の規定により広告の図案等の提出があったときは、その内容、デザイン等が各種法令及び要綱に抵触していないことを確認するものとする。

2 会長は、前項の場合において、広告の図案等の内容、デザイン等が各種法令及び要綱の規定に抵触し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主等に対してないようの修正を求めなければならない。

（広告掲載料の支払い）

第13条 第10条の規定により広告掲載の決定を受けた者は、会長が指定する期日までに広告掲載料金を支払わなければならない。

(費用負担等)

第14条 広告の作成費用、車両への掲載作業にかかる費用及び掲載期間が終了した場合又は掲載の必要がなくなった場合の車両から撤去作業にかかる費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により車体の塗料に剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 会長は、広告主が前条及び前項の義務を履行しないときは、車両から当該広告を撤去し、車両を原状に復し、広告主からその費用を徴収することができる。

4 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲載期間中に本会の責において広告に破損が生じた場合は、本会が原状に復するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第15条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の支払いがないとき

(2) 指定する期日までに広告図案の提出がないとき

(3) 第11条の規定による掲載内容等の変更の求めに応じないとき

(4) 広告主又は掲載内容等が、各種法令又は要綱若しくはこの要領等に違反し、又はそのおそれがあり、第11条の規定による変更をしても解消できないとき

(5) その他車両への広告掲載が適切でないと認めるとき

2 会長は、前項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会所有物広告掲載取消通知書(第3号様式)により広告主に通知するものとする。

3 会長は、同条第1項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料金の返還)

第16条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主等の責めに帰すことができない理由により広告を掲載することができなくなったときは、既納の広告掲載料の全額を返還する。

2 前項に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主等の責めに帰すことができない理由により広告を掲載することができなくなった場合は、広告決定期間の残りの回数に応じ広告掲載料を返還する。

3 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

掲載車両	規格（縦×横）	掲載料金（年額）
軽自動車 及び 普通自動車	50 cm以内×70 cm以内	5,000円 (市内企業等 4,000円)
マイクロバス	同上	同上

※市内企業等とは、市内に事業所等があることをいう。